

小田原市都市公園条例に基づく申請に対する処分の審査基準について

1 改正の目的

都市公園内で禁止されている広告物の表示許可を受けることで、一部の場所に表示することができる小田原市都市公園条例等の一部改正等に伴い当該許可の申請に対する処分の審査基準の一部を追加する等のため改正するものです。

2 審査基準の改正内容

都市公園内における行為の許可の基準について、次のとおり改正します。詳細については、別添の個票をご覧ください。

(1) 小田原市都市公園条例第 3 条に新たに追加する基準

- ・ 広告物を表示する場所
- ・ 広告物の表示を募集する区画
- ・ 募集する広告物の 1 区画の大きさ
- ・ 広告物の色彩及び表示方法
- ・ 広告物の表示基準
- ・ 広告物の許可期間

(2) 一部改正する基準

- ・ 既存の行為の許可基準全般

3 施行予定日

平成 3 0 年 4 月 1 日